 「統治行為」は認められるのだろうか。

1. 統治行為とは、具体的争訟性を満たしており法的判断が可能であるにもかかわらず、高度の政治性を有しているが故に、司法審査の対象とはなされないもののことをいう。

日本国憲法には、このような統治行為に関する明文の規定がないために、果たして統治行為という概念が認められるのか。また、認められたとしてもその範囲が問題となる。

2. まず、「統治行為」は認められるのだろうか。

この点、76条が「すべて」司法権が裁判所に属すると規定し、81条によって「一切の」法律等の国家行為の合憲性を判断する権限を裁判所に与える旨明文で規定していることから、およそ司法審査には限界がなく、従って統治行為も認められないとも思える。

しかし、法律問題であるとともに重大な政治問題としての性格をも併せ持っている統治行為に対して司法審査ができるとするならば、解決しえない重大な国家的社会的問題を惹起し収拾が困難となるおそれ大きい。

また、たとえそれが法律上の争訟となり法律的判断が可能であるとしても、高度な政治性を有する国家行為に対して、民主的基盤の弱い裁判所が法的な見地からのみ判断を下すことは妥当とは言いがたい。

そのような高度な政治性を有する判断は、主権者たる国民を代表する立法府の判断に委ねるべきである。また、最終的には国民の政治的判断に委ねるべきであり、統治行為には、民主政の原理に内在するものとして司法判断は及ばないものと解する。

3. 統治行為が認められるとして、その範囲と限界が問題となる。

そもそも、76条が「すべて」司法権が裁判所に属すると規定し、81条によって「一切の」法律等の国家行為の合憲性を判断する権限を裁判所に与える旨明文で規定しているのは、裁判所が司法審査によって法の支配を実現するという国民の人権保障にとって必要不可欠な機関であるからである。

とするならば、安易に司法審査の及ばない統治行為を容認することは出来ない。


従って、統治行為が認められる範囲は限定されなければならないと考える。

すなわち、

国民の人権が制限されている場合には統治行為は認めるべきではない。

他の理論で説明できる場合には統治行為論を適用すべきではない。

統治行為か否かの判断を行うに際しても、裁判所の権限・能力の限界や判決の実現可能性、さらには判決の結果として生じると考えられる社会的事情や司法府が政治化する危険性などを総合的に考慮し、事件毎に個別に判断を行うべきである。

 「長沼事件」、「苫米地事件(最判昭35.6.8)」、「砂川事件(最判昭34.12.16)」、「警察法改正無効事件(最判昭37.3.7)」